

## 蒲郡市プロポーザル方式実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する委託業務等に関し、プロポーザル方式により受託候補者を特定するための手続その他必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 次条に定める業務の受託候補者を特定する場合において、当該業務に係る実施体制、実施方針、実施方法等の技術提案に関する提案書(以下「提案書」という。)の提出等を受け、当該提案書の審査及び評価を行い、受託候補者を特定する方式をいう。
- (2) 公募型プロポーザル方式 公募により参加者を募り、参加者の中から提案書の提出者を選定して実施するプロポーザル方式をいう。
- (3) 指名型プロポーザル方式 業務内容が特殊なため受託できる者の数が限定されるなどの理由から、市が蒲郡市入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)から提案書の提出者を指名して実施するプロポーザル方式をいう。

### (対象業務)

第3条 プロポーザル方式の対象となる業務(以下「対象業務」という。)は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の要件に該当する場合であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 都市計画調査、環境影響調査等の広範かつ高度な知識が要求される業務
- (2) 催事企画、情報システムの開発等の企画力及び開発力を求められる業務
- (3) 重要構造物の計画調査、景観を重視した施設設計等の比較検討を要する業務
- (4) 記念品のデザイン等の象徴性、芸術性及び創造性を求められる業務
- (5) 先端的な試験を含む調査等の先例が少なく特殊な実験又は解析を必要とする業務
- (6) 計画から設計まで一貫して発注する必要がある業務
- (7) その他プロポーザル方式により実施することが適当であると対象業務を所管する部等の長(以下「所管部長」という。)が認める業務

### (資格要件等)

第4条 プロポーザル方式への参加者は、次に掲げる資格要件を満たすものとする。

- (1) 資格者名簿において、対象業務に対応する営業種目について登録されている者
  - (2) 蒲郡市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年12月1日施行）及び蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成31年4月1日施行）による指名停止期間中でないこと。
  - (3) 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- 2 対象業務において、前項第1号の規定による資格者名簿に登録されていない場合は、対象業務に対応する営業種目について登録を行うものとする。
  - 3 プロポーザル方式への参加者が対象業務の契約締結までの間に第1項の参加資格を有しなくなった場合又は提案書等に虚偽の記載を行った場合は、その時点で参加資格を失う。

（協議）

- 第5条 所管部長は、対象業務に関する契約について、プロポーザル方式を採用しようとする場合には、事前に対象業務等が適正であるかどうかをプロポーザル方式実施協議書（第1号様式）（以下「協議書」という。）により総務部長に協議しなければならない。
- 2 総務部長は、前項の協議を経た後、プロポーザル方式による実施の可否を、所管部長に回答する。

（選定委員会）

- 第6条 対象業務を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）は、総務部長においてプロポーザル方式による実施が認められた後に、対象業務に係る選定委員会を設置するものとする。
- 2 選定委員会の委員は、5名以上の者で構成し、学識経験者その他職員以外の者を委員とするよう努めるものとする。
  - 3 選定委員会の委員は、原則として別表第1に掲げる委員を含むものとする。
  - 4 選定委員会は、次に掲げる事項を適切に定めるものとする。

- (1) 提案書提出者の募集要件、募集方法等の決定に関する事項
  - (2) 提案書提出者の選定に関する事項
  - (3) 提案内容を評価するための評価基準、評価方法等の決定に関する事項
  - (4) 受託候補者の特定に関する事項
  - (5) その他プロポーザル方式の実施に関し必要な事項
- 5 前項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項を定める場合において、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合は、書類の回議をもって会議に代えることができる。

(実施要領の策定)

第7条 所管課長は、プロポーザル方式を実施しようとする場合は、実施要領を策定し、契約検査課長に提出するものとする。

2 実施要領で定める基本的な内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 業務名、業務内容及び業務期間
- (2) 提案書提出者に要求する資格
- (3) 受託候補者を特定するための評価基準及び評価方法
- (4) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (5) 募集から受託候補者特定までのスケジュール
- (6) その他必要と認められる事項

(参加手続及び標準日数)

第8条 所管課長は、公募型プロポーザル方式の手続による場合は、参加表明書(第2号様式)の提出を求めるものとする。

2 プロポーザル方式の手続における標準日数は、別表第2のとおりとする。

(提案書提出者の選定)

第9条 所管課長は、前条の参加表明書の提出があった者について、第4条に規定する資格要件及び第6条第4項第1号に規定する募集要件を満たすものであるかを確認し、提案書提出者として選定された者に対しては選定した旨の提案書提出者の選定結果について(通知)(第3号様式)を送付し、提案書提出者として選定しなかった者に対しては選定しなかった旨の提案書提出者の選定結果について(通知)(第4号様式)を送付するものとする。

(提案書提出者の指名)

第10条 所管課長は、指名型プロポーザル方式による場合は、選定委員会におい

て提案書提出者として指名の決定がされた者について、指名通知書(第5号様式)を作成し、当該者に送付するものとする。

(提案書の提出)

第11条 所管課長は、第9条の規定により提案書提出者として選定した者又は前条の規定により提案書提出者として指名した者(以下「提案書提出指名者」という。)に対し、別表第2に定める期間を設けた上で提案書の提出を要請するものとする。

2 所管課長は、提案書提出指名者に対し、前条の指名通知書を受け取ってから原則として5日以内に参加承諾・辞退届(第6号様式)により参加の意思を表示するよう求めるものとする。

(受託候補者の特定)

第12条 選定委員会は、提出された提案書について、受託候補者を特定するための評価基準、評価方法等に基づき評価し、審議を経た後、提案内容等が最適な者を特定するものとする。

2 選定委員会は、前項に規定する評価及び審議の結果、対象業務の履行を確保できないおそれがあると認められるときは、受託候補者の特定を行わないことができる。

3 所管課長は、第1項により受託候補者として特定した者に対しては、受託候補者として特定した旨の結果通知書(第7号様式)を送付し、受託候補者として特定しなかった者に対しては、受託候補者として特定しなかった旨の結果通知書(第8号様式)を送付するものとする。

(特定結果の公表)

第13条 所管課長は、受託候補者と契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 業務概要及び業務期間
- (3) 受託者の名称及び所在地
- (4) 所管課等の名称及び所在地
- (5) その他必要な事項

2 前項の公表は、原則として閲覧により行うものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

設計金額	委員
1億円以上	副市長、所管部長、総務部長及び所管課長
1億円未満 5,000万円以上	所管部長、総務部長及び所管課長
5,000万円未満 1,000万円以上	所管部長及び所管課長
1,000万円未満	所管課長

別表第2（第8条関係）

公募型プロポーザル方式		指名型プロポーザル方式	
公告期間	↑ 15日	/	
参加表明書の提出	↓		
提案資格確認	↑ 10日程度	指名通知書の送付	↑
提案資格確認結果通知	↓	参加承諾・辞退届の提出 (指名通知書を受け取っ てから原則5日以内)	20～30日
提案書の提出	↑ 20～30日	提案書の提出	↓
評価（必要に応じてプレ ゼンテーション等の 実施）	↑ 10日程度	評価（必要に応じてプレ ゼンテーション等の実 施）	↑ 10日程度
特定（非特定）結果通知	↓		↓
契約締結及び特定結果 の公表	↑ 10日程度	特定（非特定）結果通知	↑
	↓	契約締結及び特定結果の 公表	10日程度
			↓

累計65～75日

累計40～50日

第1号様式（第5条関係）

プロポーザル方式実施協議書

第 号  
年 月 日

総務部長 様

部長

蒲郡市プロポーザル方式実施要綱第5条の規定に基づき、プロポーザル方式実施の可否について下記のとおり協議します。

記

- 1 業務名
- 2 業務場所
- 3 業務概要
- 4 業務の概算金額及び期間
- 5 採用予定のプロポーザル方式
- 6 プロポーザル方式を採用する理由
- 7 選定委員会委員（案）  
委員長  
委員
- 8 その他の事項
- 9 部署名、担当者名

備考 契約検査課へ提出

第2号様式（第8条関係）

参加表明書

年 月 日

蒲郡市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

下記業務のプロポーザル方式による提案書の募集について、必要書類を添えて、参加の希望を表明します。

なお、本書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務名
- 2 蒲郡市での入札参加資格者名簿登録の有無（無の場合は、蒲郡市入札参加資格者名簿に対象業務の登録を行うこと）
- 3 必要書類

【連絡先】 担当者所属・氏名・電話番号

第3号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

蒲郡市長

提案書提出者の選定結果について（通知）

下記業務の参加表明書を提出していただいた結果、提案書提出者として選定しましたので通知します。つきましては 年 月 日までに提案書等を提出してください。

記

- 1 業務名
- 2 その他（特筆すべき事項、連絡事項等があれば記入）

【連絡先】 担当者所属・氏名・電話番号

第4号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

蒲郡市長

提案書提出者の選定結果について（通知）

下記業務の参加申込書を提出していただきましたが、提案書提出者として選定しませんでしたので通知します。

記

- 1 業務名
- 2 選定しなかった理由

【連絡先】 担当者所属・氏名・電話番号

第5号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

蒲郡市長

指 名 通 知 書

下記業務の提案書募集にあたり、貴社を提案書提出者として指名しましたので通知します。つきましては 年 月 日までに提案書等を提出してください。

なお、参加の意思表示をこの通知書が届いてから 日以内に「参加承諾・辞退届」によりご連絡ください。

記

- 1 業務名
- 2 添付書類
- 3 その他（特筆すべき事項、連絡事項等があれば記入）

【連絡先】 担当者所属・氏名・電話番号

第6号様式（第11条関係）

参加承諾・辞退届

年 月 日

蒲郡市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付け蒲 第 号で指名を受けました下記業務の提案書の募集について、下記のとおり意思表示します。

記

1 業務名

2 参加承諾する ・ 辞退する

（上記事項のどちらかに○を付してください。）

【連絡先】 担当者所属・氏名・電話番号

第7号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

蒲郡市長

結 果 通 知 書

下記の業務について、審査の結果、受託候補者として特定しましたので通知いたします。

記

- 1 業務名
- 2 その他（特筆すべき事項、連絡事項等があれば記入）

【連絡先】 担当者所属・氏名・電話番号

第 号  
年 月 日

様

蒲郡市長

結 果 通 知 書

下記業務の提案書を提出していただきましたが、審査の結果、受託候補者として特定しませんでしたので通知します。

記

- 1 業務名
- 2 特定しなかった理由

【連絡先】 担当者所属・氏名・電話番号